

基礎自治体の学芸員

——その職務と理想——

村 上 絢 一

目次

はじめに

1 所属する組織の概要

- (1) 組織と職員配置
- (2) 所管する施設
- (3) 所掌する事業

2 筆者が経験した職務の内容

- (1) 令和3年度
- (2) 令和4年度
- (3) 令和5年度

3 今後の課題と展望

- (1) 『和泉市の歴史』シリーズの完結と後継事業の開拓
- (2) 歴史公文書の収集・保管・公開
- (3) 研究視角の複線化
- (4) 情報発信
- (5) 普及活動・啓発活動
- (6) 市民有志の組織化

むすびにかえて—基礎自治体学芸員としての理想について

キーワード：文化財行政，基礎自治体，学芸員，和泉市役所，公務員

はじめに

学芸員の職務について、読者はどのような認識をお持ちであろうか。筆

者が最近接したある大学院生の認識は、およそ「静かな環境で好きなことができるノルマも接客も残業もないホワイトな仕事」というものであった。

学芸員の職務については、一般向けに解説された図書も多く、今日ではSNSでの発信も行われている⁽¹⁾。そこでは、厳しい財政状況において、文化財の調査・研究・保管・補修・展示・解説・活用・普及に知恵を絞り、施設の管理から展覧会の運営にまで汗を流す姿が描かれる。上記で紹介したある大学院生の認識は、やや極端な例に属するが、学芸員の職務に対する現実から乖離した認識が存在することは事実であり、またその解消に向けて、各地の学芸員が努力を重ねていることもまた一方の事実である。

筆者は大学院修士課程から博士課程まで、文献史学の立場から日本中世史の研究に従事した。令和3年(2021)4月には、大阪府南部に位置する人口約18万人の自治体である和泉市の正職員として採用された。採用区分は「学芸員」であり、本稿を執筆する令和5年(2023)12月現在まで2年8か月を経過した。

地方自治体に採用された学芸員であれば、執筆した論文の内容に個人として責任を負う研究者であり、かつ全体の奉仕者たる公務員であるという二面性を帯びる。筆者は、市内の文化財に関する調査・研究に従事し、その成果を発信する役目を負うが、平素は博物館施設ではなく、他の採用区分の職員と同様に市役所本庁に勤務し、文化財行政の全般にまつわる事務仕事に就業時間の多くを割いている。「行政マン」としての職務を自覚する局面も少なくない。

そもそも学芸員とは、博物館法に規定される「専門的職員」である⁽⁵⁾。今日、学芸員の職務を一般に紹介する図書などでは、博物館施設に勤務する学芸員を扱うものがほとんどであり、博物館法にもよく適合する。ところが、筆者のような基礎自治体(市・町・村)にあって、文化財行政の全般に携わる「学芸員」あるいは「技師」を紹介したものは、管見に触れた限りわずかなものしかない⁽⁶⁾。

そこで本稿は、筆者自身の経験をもとに、基礎自治体の学芸員が遂行する職務の内容を、具体的な事例に即して紹介するものである。これは、現

在と将来にわたり、学界に属する人びととそれ以外の人びとに対し、博物館施設の問題に限定することなく、より広い視角から地方の基礎自治体における文化財行政の現状記録を提供する意義を有するものと考えている。

とはいえ、わが国において約 6,000 人を数える文化財専門職員のうち、その約 9 割以上は考古学を専攻する埋蔵文化財専門職員とされており⁽⁷⁾、筆者のように、文献史学を専攻し、自治体史編纂事業を担うべくして採用された職員は少数に限られる。本稿はこのような限定性を帯びたものであることを、あらかじめ明言しておく。なお、本稿の見解は、上席への報告を経て、筆者自身の責任において表明するものである。

1 所属する組織の概要

本章では、筆者が所属する和泉市教育委員会生涯学習部文化遺産活用課（以下、当課という）について概要を示す。

(1) 組織と職員配置

本市の教育委員会には、教育・子ども部と生涯学習部があり、前者では学校教育や幼稚園・保育園を所管する課などがあり、後者では当課のほか、和泉市久保惣記念美術館、生涯学習推進室（室内には課に相当するスポーツ振興担当・生涯学習担当・青少年センター）がある⁽⁹⁾。

上記の部署の大半は、現在の和泉市役所（所在地：和泉市府中町二丁目 7 番 5 号。以下、本庁という）5 階のフロアに執務室を置く。

当課は、本庁に執務室と窓口を置くほか、本庁の外に 4 つの所管施設をもつ。すなわち、和泉市いずみの国歴史館、市史編さん室、信太の森の鏡池史跡公園、池上曾根史跡公園である。

当課における令和 5 年度の職員配置は [表 1] に示した。このうち、正職員は再任用職員 2 名を含めた 7 名であるのに対し、会計年度任用職員は 12 名を数える。今日の行政活動において、少なからざる部分を非正規雇用の立場にある職員が支えていることは周知のとおりである⁽¹⁰⁾。

[表1] 令和5年度 文化遺産活用課 職員配置

施設	正職員	再任用職員	会計年度 任用職員
和泉市役所本庁	5名 [4名]	1名 [1名]	2名 (1名)
和泉市いずみの国歴史館		1名 [0名]	3名 (3名)
市史編さん室			3名 (2名)
信太の森の鏡池史跡公園			2名 (1名)
池上曾根史跡公園			2名 (2名)
合計	5名 [4名]	2名 [1名]	12名 (9名)

- ・正職員及び再任用職員のうち学芸員の人数は [] で示した。
- ・会計年度任用職員のうち学芸員の人数は () で示した。

正職員及び再任用職員7名のうち、学芸員として位置づけられる者は5名である。すなわち、課長1名（文献史学・近現代史）、課長補佐1名（考古学・古墳時代）、主査・再任用1名（考古学・中世史）、主事1名（考古学・弥生時代）、主事1名（文献史学・中世史）であり、最後に挙げた1名が筆者である。

会計年度任用職員12名のうち、「学芸」として位置づけられる者は9名である。すなわち、本庁では埋蔵文化財の発掘経験者が1名、和泉市いずみの国歴史館では大学・大学院において考古学や文化財学などを専攻した者が3名、市史編さん室では文献史学において近世史を専攻した者が2名、信太の森の鏡池史跡公園では東洋史を専攻した者が1名、池上曾根史跡公園では考古学や歴史地理学を専攻した者が2名という構成である。

なお、和泉市久保惣記念美術館には、日本絵画、西洋絵画、金属工芸などを専門とする正職員の学芸員が4名所属するが、当課とは課の単位において組織を分かつものである。

(2) 所管する施設

①和泉市いずみの国歴史館（所在地：和泉市まなび野2番4）

条例により設置され、平成11年（1999）に開館した。当館は、博物館⁽¹⁾

法に定められる登録博物館⁽¹²⁾や指定施設⁽¹³⁾ではなく、いわゆる「博物館類似施設」にあたる。1階には遺跡から出土した土器などを整理するスペースや収蔵庫があり、2階には執務室と展示室がある。

常設展「和泉史—ひとの暮らしの物語」では土器や瓦などの考古資料、古文書、民俗資料、市政発足以前の旧町村役場公文書などを展示し、本市の歩みを全時代にわたって紹介する。

企画展では、考古資料や古文書などの収蔵資料を活かした展示のほか、刀剣に特化した展示や地域に根付く伝説をモチーフにした展示など、ユニークなものもある。

この施設が所在する和泉中央丘陵の周辺は、古墳時代には須恵器の生産地であり、1980年代からの開発によって多くの遺跡が発掘された。そのためこの施設には、出土した埋蔵文化財の展示と収蔵を当初の目的として設立されたという経緯がある。

②市史編さん室（所在地：和泉市府中町四丁目20番2号市役所分館内）

昭和31年（1956）に7つの町村が合併して発足した本市では、市政発足10周年を目標にして、最初の市史編纂事業が行われた。のちに立命館大学教授となる中世史家の三浦圭一を専門委員に据えたこの事業は、『和泉市史 第一巻』（1965年）及び『和泉市史 第二巻』（1968年）の刊行に結実する。

時を経て平成6年（1994）には、中世文書「黒鳥村文書」⁽¹⁴⁾の故地である和泉市黒鳥町の旧庄屋家で近世文書の所在調査⁽¹⁵⁾が行われた。これを機縁として発足した現在の市史編さん事業では、当課が和泉市史編さん委員会の事務局をつとめ、編纂の実務は課内に設置する市史編さん室の常勤・非常勤の職員⁽¹⁶⁾があたることとなった。

和泉市史編さん委員会は、かつて三浦圭一とともに「河野家文書」を調査した中世史家・河音能平の勤務校である大阪市立大学（現大阪公立大学）日本史研究室の教員が、委員の大部分を構成することとなり、平成9年（1997）からは、同研究室と本市教育委員会との「合同調査」がはじめられた。

これは、毎年夏季に市内の町会や寺院などにおいて、古文書や仏像などの所在調査、現地の踏査、住民への聞き取りなどを内容とする地域調査の方法である。令和5年(2023)9月の開催分を含め、これまでに24回開催された。

これらの成果を踏まえた『和泉市の歴史』シリーズは、現在までに7巻を刊行する⁽¹⁷⁾。また、基礎的な史料紹介や専門的な論文を収載する『和泉市史紀要』の刊行は32巻を数える。市史編さん室では、これら書籍の編纂のほか、古文書・仏像・建造物などの地域資料の調査・研究、寄贈・寄託された古文書などの保管、古文書講座の開催などを行っている⁽¹⁸⁾。

③信太の森の鏡池史跡公園(所在地:和泉市王子町914番地の1ほか)

JR阪和線沿線にある鶴山台は、本市において戦後最初期に開発された住宅団地である。隣接する王子町には、和泉国三宮として古代より信仰を集める聖神社が鎮座する。この聖神社の社叢と鶴山台の団地との間にあるのが、条例により設置され⁽¹⁹⁾、平成14年(2002)に開園した信太の森の鏡池史跡公園である。

「信太の森の鏡池」は、江戸時代に人形浄瑠璃や歌舞伎の演目にもなった「葛の葉伝説」ゆかりの地であり、住民や有志による保存運動を受けて、本市で最初の市史跡となった。

当史跡公園のガイダンス施設として設置する信太の森ふるさと館では、常設展において、「葛の葉伝説」に関連する浮世絵や美術品を展示する。また、市民グループによる自然観察会の拠点としても機能する。当史跡公園には、地域住民の有志による協力が存在し、施設の維持や企画展の開催にあたっては、同会員の協力を不可欠なものとしている。

④池上曾根史跡公園

和泉市池上町と泉大津市曾根町にまたがる池上曾根遺跡は、弥生時代に営まれた大環濠集落の遺跡である。その発見の歴史は、明治時代にさかのぼり、戦後には昭和42年(1967)にはじまる第二阪和国道の建設に伴う

遺跡の調査と保存の運動をめぐる大きなうねりがあった。昭和51年(1976)⁽²⁰⁾には国の史跡に指定された。

平成6年(1994)には遺跡の中心部から巨大な建物を構成する木柱と井戸が発見され、平成11年(1999)には木柱と井戸が発見された同じ場所に、大型建物と大型井戸が推定復元された。それぞれ「いずみの高殿」「やよいの大井戸」と呼ばれ、本市のアピールには欠かせないランドマークとなっている。

池上曽根史跡公園は、条例により設置され⁽²¹⁾、平成13年(2001)に開園した。当史跡公園には、ガイドンス施設として池上曽根弥生情報館を設置する。隣接する敷地では、大阪府立弥生文化博物館が学習・調査・研究・保存の機能を果たし、市境を超えた場所には、泉大津市立池上曽根弥生学習館が体験学習施設の役割を果たしている。

当史跡公園にも、地域住民の有志による協力会が組織されており、来場者への解説や広大な敷地の維持管理に活躍している。

(3) 所掌する事業

本市の予算書において、当課の所掌する事業は、①文化財調査研究事業、②文化財保護事業、③市史編さん事業、④史跡整備事業、⑤歴史遺産活用事業、⑥史跡公園管理運営事業、⑦いずみの国歴史館管理運営事業の7項目と定められる。これは市の規則に定められる当課の事務分掌を反映したものである。令和5年度の当初予算額は[表2]⁽²²⁾に示した。以下では①から⑦の各事業における代表的な職務を例示する。

①文化財調査研究事業

a) 文化財保護審議会の運営

文化財保護法では、地方文化財保護審議会の設置と役割が定められる⁽²³⁾。本市においては、和泉市文化財保護条例において和泉市文化財保護審議会(以下「審議会」という)の設置と役割が定められる⁽²⁴⁾。

たとえば、ある文化財を市指定文化財に指定する際には、教育委員会が

[表2] 令和5年度 和泉市当初予算のうち文化遺産活用課所掌事業の予算額

《文化財保護費》	
①文化財調査研究事業	3,488万1,000円
②文化財保護事業	69万9,000円
③市史編さん事業	1,783万6,000円
④史跡整備事業	2億7,175万2,000円
⑤歴史遺産活用事業	363万7,000円
	3億2,880万5,000円
《史跡公園費》	
⑥史跡公園管理運営事業	1,661万5,000円
*総務管財室分	13万1,000円
	1,674万6,000円
《歴史館費》	
⑦いずみの国歴史館管理運営事業	1,996万8,000円
*総務管財室分	2万4,000円
	1,999万2,000円

審議会に諮問し、その答申を得るという手続きが踏まれる。当課の本庁職員は、審議会当日の運営はもとより、委員の選定にかかる連絡や調整、調査や会議への出席に係る委員への依頼などを行う。

b) 埋蔵文化財発掘届の經由提出

文化財保護法では、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘しようとする場合は、発掘に着手しようとする日の60日前までに、定められた書面をもって文化庁長官に届け出なければならないと定められる⁽²⁵⁾。

たとえば、ある民間事業者がマンションなどの収益物件を建築する際、その対象となる敷地が遺跡や古墳などの「周知の埋蔵文化財」に含まれている場合、民間事業者は所定の書面に建築工事の概要を記した地図や図面

を添えた届出を当課の本庁窓口へ提出し、当課は発掘調査の必要性を判断して、大阪府教育委員会の所管課（大阪府教育庁文化財保護課）へ届出（発掘届）を経由提出する。そのため当課の本庁窓口には、「周知の埋蔵文化財」を確認する民間事業者が日常的に訪れている。

c) 埋蔵文化財の発掘調査・出土遺物の整理

前項において発掘調査の必要が認められる場合、まず試掘を行い、その結果として本調査の必要が認められる場合、あるいは古墳などの遺跡を学術調査の目的において発掘する場合には、当課の埋蔵文化財担当職員が、発掘現場にユンボのオペレーターや作業員などを配置して、その現場を監督する。

当課の本庁職員は、発掘現場を監督することはもとより、発掘調査の専門業者、出土遺物の整理に要する業者、発掘調査の成果をまとめた報告書の刊行に携わる業者などの選定から業者との契約に至る事務手続きを担う。

d) 除草・警備の外部委託

市域に点在する大小様ざまな文化財の一部は市有地として管理される。それらは住宅地に隣接する場合も多く、定期的な除草が欠かせない。当課の本庁職員は、こうした作業の外部委託に要する事務手続きを行う。

②文化財保護事業

a) 文化財の補修

市制発足以前の市域に存在した町村の役場で作成し保管された公文書は、その歴史的価値の高さにより、平成23年（2011）に市指定文化財に指定された。これに含まれる市内各地の地番を記した公図は、日常的な業務に供されたものであることから、破損、剥落、汚損などの損傷が目立つ。当課では装演師の企業へ修理業務を委託し、毎年数点の公図を予算の範囲において修理している。

b) 指定文化財管理費等の補助事業に係る業務

消防法施行令には、国宝・重要文化財（建造物）には、消火器又は簡易消火用具及び自動火災報知設備の設置が義務付けられる⁽²⁶⁾。当課の本庁職員は、防火設備に関する補助金の交付申請を受け付け、重要文化財（建造物）の所有者や管理団体との連絡を行う。

文化財保護法は、重要文化財の所有者又は管理団体に対する政府による補助金の交付について定める⁽²⁷⁾。当課の本庁職員は、文化財の所有者や管理団体による交付申請を受理し、大阪府への経由提出を行うほか、申請に必要な手続きに関する相談を受け付けている。

③市史編さん事業

a) 和泉市史編さん委員会の運営

事務局として委員との連絡や調整にあたり、例年の委員会を運営する。当課の本庁及び市史編さん室の職員は、文化財の調査や『和泉市の歴史』『和泉市史紀要』などの制作にあたり、各種委員として委嘱した研究者への執筆依頼状を作成し、発送などの手続きを行う。

b) 古文書、仏像、民具などの地域資料の調査・収集・整理・保管

当課の本庁及び市史編さん室の職員は、地域資料の所在情報をもたらされたり、寄贈・寄託の申し出がなされたりした場合、現地において、資料の調査や引き取りにあたる。また、大阪公立大学との「合同調査」や大阪大谷大学との仏像調査にあたっては、町会や寺院との連絡や調整にあたる。市史編さん室における古文書の整理や目録の作成には、非常勤職員の調査員が従事する。古文書など紙資料の保存に必要な中性紙封筒などを調達するための入札は、本庁の職務に含まれる。

c) 『和泉市の歴史』シリーズ、『和泉市史紀要』等書籍の刊行

書籍の刊行は当事業の中核を占める。編集実務の大部分は、市史編さん室が担当する。本庁では、制作業務委託や販売委託にかかる業者をプロポー

ザルや入札により選定することや、業者との契約手続きを担当する。

④史跡整備事業

a) 池上曽根史跡公園の整備事業

池上曽根史跡公園は、令和8年(2026)に史跡指定から50周年を迎える。当課では、同年の一部リニューアルオープン、ついで令和11年(2029)の全面リニューアルオープンを目指して、その整備事業を進めている。史跡としての保存と利用をとともに実現できるよう、復元建物の改修、施設の増築、多目的利用スペースの造成などを項目とする。

当課の本庁職員は、それら業務にかかる業者の選定や委託を担当するほか、文化庁、大阪府、泉大津市など関係機関との折衝を行う。史跡の範囲には、公有地化(市の予算による購入)の完了していない部分もあり、土地の測量や鑑定にかかる業務の委託や土地売買契約も行う。

整備に必要な資金は、国と市とで負担するが、国民への周知と機運の醸成をも視野に入れて、ガバメントクラウドファンディングによる寄付の受け付けも進めている。そのため、ふるさと納税担当課との連絡も、本庁職員にとって欠かせない業務の一つとなっている。

b) その他史跡等の整備

JR阪和線北信太駅から南東へ200メートルの地点にある信太貝吹山古墳は、未整備のため一般の立ち入りを禁止している。令和3年(2021)度から令和5年(2023)度までの三か年には、当初予算に「貝吹山古墳フェンス設置工事費」が計上された。三か年をかけて既存のフェンスやブロック塀を撤去し、新たにフェンスを設置するものである。この工事にとまなう発掘調査の成果は、今後の史跡整備に活かされることになる。

⑤歴史遺産活用事業

a) 和泉市文化財活性化推進実行委員会の運営

実行委員会とは、公民連携による事業の実施主体である。和泉市文化財

活性化推進実行委員会は、文化財の発信や啓発を目的に発足した組織であり、委員は市内の住民や事業者の代表がつとめ、当課はその事務局をつとめる。

この実行委員会では、YouTube による動画の配信、ウェブサイトを活かした広報、ガイドブックの制作・頒布などに力を入れている。令和2年度からは、[表3] のとおり、年一回のペースで文化遺産フォーラムと称するシンポジウムを開催しており、YouTube による同時中継も実施している。

当課の本庁職員は、これら事業の運営や委託業者との折衝を担当し、当課の本庁職員と所管施設の職員は、相互に協力して、印刷物の制作やシンポジウムへの登壇などにあたっている。

[表3] 過去に開催した和泉市文化遺産フォーラム

開催回	年度	題名	登壇者
第1回	令和2年度	府中遺跡の首長像を探る	岸本直文 (大阪市立大学教授) 三好 玄 (大阪府教育庁) 上田裕人 (和泉市教育委員会) 千葉太朗 (和泉市教育委員会)
第2回	令和3年度	織物と農業のまちから住宅都市へ	高岡裕之 (関西学院大学教授) 佐賀 朝 (大阪市立大学教授) 山下聡一 (和泉市教育委員会)
第3回	令和4年度	「黒鳥村文書」からみた中世社会	仁木 宏 (大阪公立大学教授) 大澤研一 (大阪歴史博物館館長) 向井伸哉 (大阪公立大学准教授) 村上絢一 (和泉市教育委員会)
第4回	令和5年度	物語の舞台・信太で語る文楽『蘆屋道満大内鑑』の魅力	吉田和生 (人形浄瑠璃文楽人形遣い・人間国宝) 高木秀樹 (歌舞伎・文楽の同時解説放送 解説者) 出上 実 (日本写真家協会会員)

b) 各種補助金の交付申請にかかる相談

文化庁による地域文化財総合活用推進事業は、「我が国の「たから」」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・

後継者養成，古典に親しむ活動など，各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで，文化振興とともに地域活性化を推進する」というものである⁽²⁸⁾。

事業の項目の一つである，地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業では，用具等整備事業，後継者養成事業，記録作成・情報整備事業が設定されており，申請団体にはそれらの目的を達成するための取り組みが求められる。

泉州に位置する本市では，各町会による「だんじり」の曳行が盛んである。当課の本庁職員は，それら「地域伝統行事」の保存と振興を目的とした当該補助金の申請を受け付け，申請団体との連絡や調整にあたっている。

⑥史跡公園管理運営事業

a) 信太の森の鏡池史跡公園及び池上曽根史跡公園の管理運営

2つの史跡公園の現場における事業は，前章のとおりである。当課の本庁職員は，それら事業の前提となる，協会会への運営委託のほか，警備設備，塵芥処理，浄化槽清掃，自動ドア管理，消防防災設備管理などの業務委託にかかる契約手続きを担う。

⑦いずみの国歴史館管理運営事業

施設の現場における事業は，前章のとおりである。当課の本庁職員は，展示の開催に必要な美術品の梱包輸送や図録の印刷などにかかる業者との契約手続きに加え，警備設備管理，エレベーター点検，自動ドア管理，電気設備管理，消防防災設備管理などにかかる業者との契約手続きを行う。

以上に示した通り，7つの事業は本庁と所管施設との連携のもとに遂行される。当課の学芸員を含む本庁職員は，7つの事業にかかる事務手続きの多くを担っており，課の単位において組織を分かち久保惣記念美術館の運営を除く本市の文化財行政の全般を視野に入れて，所管施設を管理する。

職員一人当たりの職務内容を比較すると，本庁では市役所庁内における他の部署との折衝や業者との対応に占める割合が大きく，所管施設では施

設や収蔵資料の日常的な維持管理、展示の運営や印刷物の制作といった実務作業、来館者などへの対応に占める割合が大きいといえよう。しかしながら、本庁においても、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の確認に訪れる業者や書籍の購入を希望する市民の来訪も多く、市民からのレファレンスに対応することや時には苦情を傾聴することもある。

このような日常的な業務に比重の違いはあるものの、当課は一課一係の組織であり、限られた人材で効率よく事業を運営するために、本庁と所管施設との間で職務内容を厳密に区別することはせず、たとえば本庁勤務の学芸員が所管施設のリレー講座に登壇したり、所管施設の職員がイベントの運営に出勤したり、ともに協力して『和泉市の歴史』、『和泉市史紀要』、展示図録、発掘調査報告書の原稿を執筆したり、図版やイラストの制作を担当したりしている。

2 筆者が経験した職務の内容

前章では、当課の所掌する事業を明らかにし、本庁職員の担う業務の範囲を示した。筆者もまた、それら業務の一端を担うものであるが、本章ではとくに筆者が入庁以来経験した職務の内容について、年度ごとに紹介する。

(1) 令和3年度

①定例的な業務の習熟

行政の職務において、軽微な事項を除き、決裁による意思決定は必須のものである。本市では、平成26年(2014)に電子決裁・文書管理システムを導入しており、新規採用職員には同システムによる起案文の作成や決裁文書の発送に習熟することが求められる。前章(3)-①-b)に紹介した埋蔵文化財発掘届の大阪府教育庁への経由提出は、当課の定例的な業務であるため、電子決裁システムの習熟を兼ねて、筆者の最初に経験する職務となった。

また、本市の広報誌『広報いずみ』について、毎月各施設から掲載原稿を集め、これを担当課に送付するといった作業、あるいは本市ホームページにおける当課の情報を更新するといった作業も、定例的な業務として担当を命じられた。

②新型コロナウイルス予防推進担当との兼務

筆者が入庁した令和3年（2021）度は、わが国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まって二年目の年であった。入庁から3か月ほどを経て筆者に命じられたのは、市長部局子育て健康部健康づくり推進室新型コロナウイルス予防推進担当との兼務であった。新型コロナウイルスの予防接種を推進するにあたり、同担当課の職員体制を厚くするというのが派遣の趣旨である。

約2か月間の派遣期間には、市内の病院から提出される委託料請求書の内容を被接種者の予診票の枚数と突合し、その結果を当該病院へ連絡するという職務を与えられた。本市の学芸員はふつう他の部署への異動を経験しないため、一般職員と席を並べて職務にあたったことは、筆者にとって得難い経験となった。

③文化財の調査（黒鳥町長楽寺の調査）

入庁初年度において、とくに文化財の現物に触れた職務は、和泉市黒鳥町に所在した長楽寺における文化財調査である。同寺は無住の真言宗寺院にして、町会館として長らく親しまれてきたが、老朽化により建て替えられることとなった。当課は町会からの相談を受けて、長楽寺の調査を実施し、筆者は仏像や仏具などの現状記録と保存措置に従事した。

(2) 令和4年度

①郷土史読本『いずみ歴史さんぽ』の編集

入庁当初より筆者に与えられた職務の一つには、市史編さん事業の成果である『和泉市の歴史』シリーズの内容を踏まえ、小学校や中学校の授業

にも使える書籍を編集するというものがあった。

書籍の制作（編集，作図，印刷，製本など）を委託する業者は，公募型プロポーザルにより選定し，筆者はその準備を担当した。委託業者の決定後は，編集作業に進むが，文章の執筆や掲載画像の選定などは，ほぼ全編にわたり筆者の担当するところとなった。

こうして完成した『いずみ歴史さんぽ』（ぎょうせい，2022年）は，令和5年（2023）1月に和泉市立の小学校・中学校・義務教育学校に在学する小学校6年生と中学校1年生に配布し，同年2月には一般販売を開始した。令和5年（2023）4月と令和6年（2024）4月にも，小学校6年生に配布される予定である。なお，配布対象30校のうち27校については，筆者自身が公用車を運転して，児童・生徒への配布書籍を学校へ配達した。

②『和泉市史紀要第32集 中世「黒鳥村文書」「泉井上神社文書」の研究』の編集

和泉市教育委員会が所蔵する「黒鳥村文書」は，中世に和泉国黒鳥村（現在の和泉市黒鳥町）の安明寺に集積されたとみられる全44通からなる中世文書群である。その内容が持つ重要性に鑑みて，平成28年（2016）には和泉市指定文化財に指定され，令和3年（2021）には，大阪府指定文化財に指定された。

令和5年（2023）度に刊行を控えた『和泉市の歴史5』では現在の和泉市府中町を中心とする地域を扱うことから，この地域の貴重な中世史料である「黒鳥村文書」と和泉国総社の鎮座する泉井上神社（和泉市府中町）の所蔵文書を紹介する紀要を刊行する運びとなった。

史料の原本調査にあたっては，和泉市史編さん委員会において，委員や専門委員を委嘱する有識者に調査の依頼状を発送するなどの手続きを要した。紀要の制作（版組み，印刷，製本など）業務を委託する業者は入札により選定し，契約までの事務手続きも筆者の担当となった。古文書を撮影し，目録や翻刻文を作成して一つの報告書を制作する作業は，中世史を専攻する筆者にとって，自身の専門性を発揮する職務となった。

(3) 令和5年度

①和泉市いずみの国歴史館 春季企画展「『黒鳥村文書』からみた中世社会」の運営

前年度に刊行した『和泉市史紀要第32集』の成果を踏まえて、春季企画展では「黒鳥村文書」全44通を一か月に限り一斉に公開した（会期は令和5年（2023）4月15日から5月14日まで）。「黒鳥村文書」に関して、このような展示は初めてのものである。筆者は、展示資料の選定、展示資料の配置計画、展示解説の執筆などを担当し、和泉市いずみの国歴史館の職員は、展示資料の配置とパネルの制作などを担当した。研究者からの注目度も高く、全国から来館者を集めた。本企画展では、令和3年（2021）年度に実施した長楽寺の調査で発見された仏画、鰐口、版木なども紹介し、速報展示としての役割も果たした。

②『いずみ歴史さんぽ』刊行記念講演会の運営

前年度に刊行した『いずみ歴史さんぽ』の刊行を記念して、その一層の普及を目的とする講演会を開催した。講演会には、歴史小説家として活躍する直木賞作家の澤田瞳子氏へ登壇を依頼した。『いずみ歴史さんぽ』はさまざまな時代を満遍なく紹介し、現在の市域に生活した人びとを主題とする書籍である。登壇者の人選は、このような本書の性質に鑑みて進めた。

令和5年（2023）7月22日の講演会当日には、200名を定員とする会場が満員となり、来場者の3割は市外からの来訪者であった。澤田氏の講演に引き続いて、澤田氏、和泉市教育長、そして本書の制作担当者である筆者による鼎談を行った。この講演会を開催するにあたり、筆者は、企画全体の計画、登壇依頼にかかる連絡、会場施設との調整、チラシやポスターなどの印刷物の制作業者を選定する入札、当日の職員配置計画などを担当した。

③大阪公立大学日本史研究室との「合同調査」

前章（2）-②に紹介した本市教育委員会と大阪公立大学日本史研究室と

の「合同調査」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和元年(2019)度の観音寺町での調査を最後として中断を余儀なくされていた。今年度は『和泉市史紀要第32集』の刊行や企画展「黒鳥村文書」からみた中世社会」の開催などもあり、「黒鳥村文書」ゆかりの地である和泉市黒鳥町において「合同調査」を開催することへの機運が高まり、実際の開催に至った。筆者の役割は、学生による住民への聞き取りや踏査のサポート、機材の運送といったものであったが、市民・自治体・研究機関の協同による本市の特徴ある調査を経験することとなった。

④『和泉市の歴史5』(府中編)の編集

本稿執筆時点での差し迫った職務が、『和泉市の歴史』シリーズにおいて、和泉府中を中心とする地域を叙述する第5巻の編集作業である。本書の考古・古代・中世・近世・近現代の各時代にわたる執筆するには、大学や博物館施設などに所属する研究者のほか、筆者を含めた当課職員が含まれており、その数は30名近くにのぼる。自身の原稿執筆もさることながら、他の執筆者に対しては原稿の提出を督促する立場にある。市史編さん室の職員とも連携し、編集作業を進めている途上である。なお、書籍の制作委託にあたっての契約手続きは、筆者の職務として命じられた。

以上が、入庁以来筆者が経験した主な職務である。このような年度ごとに分けられる職務のほかにも、和泉市いずみの国歴史館における「和泉史塾」、市史編さん室における「古文書講座」、池上曾根史跡公園における「寺子屋池上曾根」などの当課職員によるリレー講座への登壇、生涯学習推進室が窓口となる「出前講座」への登壇、史跡公園で開催されるイベントや発掘現場の現地説明会の準備と当日の運営などもまた、所管施設の職員のみならず、筆者を含めた本庁職員の職務である。

それに加えて、選挙における投票所や開票所の事務、生涯学習部の担当課が主催する「クロスカントリー大会」や「はたちのつどい」における会場設営や駐車場整理など、学芸員として採用された者ではあるが、市の正

職員として遂行しなければならない職務は多岐にわたる。令和5年度には本市の広報番組において、吉本の若手芸人と共演することもあった。⁽²⁹⁾

このような立場にある筆者が、令和5年5月の一か月間に過ごしたスケジュールは[表4]の通りである。冒頭に述べた通り、筆者をはじめとする正職員の学芸員は市役所本庁に勤務するが、調査、展示、施設来館、イベントなどにあたっては、現場となる4つの所管施設へ臨機応変に出動する。限られた人材のなかで、多種多様な職務を遂行しなければならない。

筆者は現在、主事として如上の職務を担当するが、管理職ともなれば、予算の編成、人材の育成、議員や特別職への「レク」と呼ばれる説明や報告、

[表4] 筆者の令和5年5月スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
	1 【本庁】 事務作業など	2 【本庁】 事務作業など	3 (祝日) 憲法記念日	4 (祝日) みどりの日	5 (祝日) こどもの日	6 (定休日)
7 (定休日)	8 【本庁】 『和泉市の歴史』 編集会議	9 【本庁】 出前講座 (阪本町)	10 【歴史館】 広報誌6月号の 校正原稿提出 来館者対応 (研究者見学)	11 【歴史館】 調査依頼状の発送 来館者対応 (学生見学)	12 【本庁】 事務作業など	13 【歴史館】 来館者対応
14 【歴史館】 春季企画展 最終日 来館者対応	15 【本庁】 入札質疑への回 答を業者へ発送	16 【市史編さん室】 古文書講座への 登壇	17 【本庁】 法務局岸和田 支局へ登記に 関する書類を 受け取りに行く	18 【本庁】 来庁者対応 (出版社) 見積書受領 機密文書の溶解 処分手続き	19 (年次有給休暇)	20 (定休日)
21 (定休日)	22 【本庁】 事務作業など	23 【本庁】 7月22日講演 会の会場下見	24 【本庁】 広報誌7月号の 原稿提出 来庁者対応 (印刷業者)	25 【本庁】 会議 (政策企画 担当課)	26 【本庁】 人事研修	27 (定休日)
28 (定休日)	29 【本庁】 来庁者対応 (ボランティア クラブ)	30 【本庁】 会議 (公民協働 推進担当課)	31 【本庁】 校区長会議に 関する書類提出			

・各日の出勤場所は【本庁】【歴史館】【市史編さん室】で示した。

議会や教育委員会への出席なども、担当する職務の項目にのぼるはずである。

3 今後の課題と展望

本章では、第1章に挙げた当課における7つの事業のうち、とくに筆者の専門領域との関わりが深い「市史編さん事業」について、その課題と展望を論じる。

(1) 『和泉市の歴史』シリーズの完結と後継事業の開拓

『和泉市の歴史』全9巻シリーズは、令和5年度に第5巻を刊行した後、第9巻として「通史編」を刊行して完結する見込みである。『和泉市の歴史』シリーズという「市史」の編纂と刊行という狭義の「市史編さん事業」を終えた後も、市内に所在する地域資料の収集、調査、研究といった事業は継続する。

当課の市史編さん室において、市内に所在する古文書などの地域資料は専ら「市史編さん」を目的として寄贈・寄託を受けたものであり、それらを市民に公開するための制度的な裏付けはない。今後は、寄贈・寄託された地域資料を市民共有の財産として公開するための制度と実務の体制を整える必要がある。これは『和泉市の歴史』の記述内容を、開かれた形で不連続の検証に供する意義を持ち、編纂した書籍を活かすことにもつながる。新たな公開施設では、これまでの市史編さん事業の成果を踏まえた、本市ならではの理念や事業が求められよう。

また、市史編さん室では、資料を寄贈した元の所蔵者やかつての調査協力者との連絡を継続できていないといった課題もある。資料の公開事業を始めるにあたっては、ニュースレターのような定期刊行物により、市史編さん室の諸活動を公表するとともに、元の所蔵者や調査協力者との緊密な連絡も必要となろう。

(2) 歴史公文書の収集・保管・公開

平成 21 年（2009）に制定された公文書等の管理に関する法律（いわゆる公文書管理法）は、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等」を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と定め、地方公共団体における文書管理について必要な施策を策定するよう努力義務を定める⁽³⁰⁾。

すでに全国の先行する自治体においては、公文書管理条例等を制定し、歴史公文書の公開施設や公開機能を備えているところも散見するが、本稿が公表される時点では、本市においても、公文書管理条例の制定を進めており、当課は保存期間を満了した公文書の評価選別と原課から教育委員会へ移管された特定歴史公文書の保管と公開を担う予定である。

これまで当課は、市において廃棄される公文書から、歴史的に重要とみられるものを緊急対応的に収集してきた。

しかしながら、これから当課が担当する業務である、保存期間を満了した公文書の評価選別にあたっては、市における過去と現在の行政機構全体を視野に入れる必要があり、歴史公文書を管理し公開するにあたっては、個人情報保護などに関する法制的知識を不可欠とする。ゆえにこれらの事業は、これまでの「市史編さん事業」の単なる延長ではあり得ない。

歴史公文書は、市政の展開と市民生活の軌跡を物語る貴重な歴史資料となりうるが、その取扱いは、古文書などの民間に所在した資料のそれと同一でないことを深く銘記すべきであろう。

(3) 研究視角の複線化

和泉市史編さん委員会の発足以来、委員をつとめる近世史家の塚田孝氏による伝統社会論は、戦国時代末期から 17 世紀初頭の日本列島に、「家」と「村」を基盤とする「伝統社会」の成立を見出し、その解体を高度成長期に求めるといふ、全体的な歴史把握の展望である。これは、江戸時代に村請制の単位となった近世村の枠組みが近代の大字を経て現代の町会へと受け継がれ、その内部に営まれた座や講や水利組織の存在が比較的強く

残された和泉市での調査、研究、教育活動により練り上げられたものである。伝統社会論は、本市の市史編さん事業の理論的支柱となり、「合同調査」では古文書の発見や聞き取りなどにおいて、多くの成果をもたらしてきた⁽³²⁾。

しかしながら、伝統社会論のみに依拠しては、江戸時代からの歴史を持つ町会の歴史を語り得たとしても、それらの総和は決して現在の和泉市の歴史とはなり得ない。

なぜなら、和泉市の人口は、現在の市域が定まる昭和35年(1960)の約6万人から現在の約18万人へと3倍に増加したが、高度成長期における人口の自然増という背景を差し引いても、昭和46年(1971)に入居が開始した鶴山台団地の誕生から、平成3年(1991)に町名が決定したいぶき野・はつが野・まなび野・あゆみ野の誕生、さらには現在もなお続く新興住宅地の開発に至る戦後の歴史に明らかなように、現在の和泉市民の多くは市外からの転入者とその家族が占めており、江戸時代以来の「家」や「村」を受け継ぐ住民はむしろ少数に属すると推定されるからである。⁽³³⁾

伝統社会論においては、「一九六〇年代以降の高度成長期以降の日本社会の流動化と生活様式の現代化」により「一七世紀以来、日本の地域社会のあり方を特質づけ続けてきた伝統社会」は「解体に向かう」と論じられる⁽³⁴⁾。筆者はその結論について事実認識として同意し、また伝統社会論に立脚することで、現在への地域社会の変貌が明確化されることに賛同する。

しかしながら、そのような論調では、市外からの転入者の存在について、積極的な位置付けを与えることができず、自治体史編纂の方法として一定の限界を有するのではないかとと思われる⁽³⁵⁾のである。

前章(2)-①で紹介した『いずみ歴史さんぽ』では、市史編さん事業の方法として重視されてきた住民への聞き取りを、戦後に誕生した鶴山台団地の調査に適用した。これは、市外からの転入者の存在を特に重視する筆者の考えを踏まえたものである。「社会包摂」が現代の文化政策において大きな関心である以上、⁽³⁶⁾伝統社会のみならず、「新住民」の歴史をも含む市の歴史を語ることは、これからの自治体史編纂が取り組むべき重要な課

題の一つと思われる。

前項(2)で論じた歴史公文書の収集・保管・公開という当課の新しい事業は、そのような課題に取り組むための、有力な方法となるのかも知れない。

(4) 情報発信

本市に隣接する泉大津市では、令和4年(2022)度に公募型プロポーザルにより事業者を選定し、インターネットにおいて市内の文化財を紹介するデジタルアーカイブを構築した。

令和4年(2022)6月に公表された、このプロポーザルの実施要領によると、契約・委託開始(予定)は「令和4年8月上旬頃」、業務期間は「契約締結日の翌日から令和4年11月10日(木)まで」、システム使用期間は「契約の締結日の翌日から令和9年6月30日まで」という日程であり、デジタルアーカイブシステム構築業務委託の見積上限額は465万8,500円、システム(ライセンス及びクラウド)利用料の見積上限額は月額10万2,300円であった(いずれも消費税及び地方消費税額を含む)⁽³⁷⁾。

デジタルアーカイブは、莫大な初期投資とランニングコストを要しながら、更新のペースや内容が貧弱であったり、システム更新の費用が過大であったりすると、たちまち無用の長物と化しかねない。導入には周到な準備を要するであろう。

本市においては、デジタルアーカイブは未着手であるが、市史編さん事業において収集してきた地域資料や調査風景の写真は膨大な数にのぼる。視覚的に分かりやすい写真や映像は、解読に訓練を要する古文書などと比較して、一般に親しみやすい資料である。これらを有効に活用し、市の歴史を内外にアピールするうえで、デジタルアーカイブの導入は検討すべき項目の一つといえる。

(5) 普及活動・啓発活動

前章までに紹介した「和泉史塾」、「古文書講座」、「寺小屋池上曾根」、「出

前講座」は、当課における文化財の調査・研究の成果を市民に発信する媒体として重要な位置を占める。しかしながら、それら講座の来場者は、時間に余裕のあるリタイア世代の人びとを大半としており、来場者の年齢層は限定的である。

和泉市いずみの国歴史館では、大学による学芸員課程の博物館実習を受け入れるほか、和泉市久保惣記念美術館や学校教育とも連携した「ふれあい体験事業」により、市立小学校からの見学を受け入れている。当館に近接する桃山学院大学からは、授業やゼミによる学生の見学も少なくない。これらの機会に施設を利用した児童・生徒・学生への求心力の強化は当課の重要な課題である。

講座と並んで重要な発信媒体は、市史編さん事業を核とする書籍の刊行である。前章(2)－①で紹介した『いずみ歴史さんぽ』は、令和5年11月時点でも700冊を超える販売実績があり、当課が刊行した書籍のなかでは、異例の売り上げを誇る。市民からも分かりやすい、親しみやすいといった好評の声が届けられている。

本書には、市立の小学校・中学校・義務教育学校を紹介するページを設けたが、これは学校が地域の中心として機能することを念頭においたものである。自治体史の編纂として、高度な研究水準を維持し、学界における評価を得ることも重要であるが、より住民の立場にたって地域を実感できる対象を探ることは、文化財の普及活動・啓発活動の鍵となるだろう。本書には続刊を望む声もあり、新たな切り口で文化財を紹介する方途を模索している。

(6) 市民有志の組織化

文化財行政において、市民有志を組織化し、成果をあげた例は各地に存在する。本市の近隣では尼崎市立歴史博物館の例がある。令和2年(2020)10月に、地域研究史料館と文化財収蔵庫を統合して開館した同施設では、前身の地域研究史料館の時代より、ボランティアを組織して、ふすまの下張りに用いられた古文書を採取する活動に成果をあげてきた。館が主催す

る「『尼崎市史』を読む会」や自主グループ事業の活動も活発である。⁽³⁸⁾

このような支援者や支持者の組織化は、文化財行政にとって大きな後ろ盾となる。本市においては、古文書を読む会が市民の自主グループとして活動している。他方で所管施設の一部では、協力組織の高齢化も無視できない課題となっている。

本市は大阪府下の43ある市町村のなかで、6番目に広い面積を有する市であるが、未指定文化財のすべてに保護の目を行き届かせることは、ほとんど不可能である。市民の有志を組織化することは、市内に所在する文化財の現状を把握することや、防災や防犯においても、大きな力を発揮すると期待される。⁽³⁹⁾

市史編さん事業においては、整理や目録化の進んでいない史料に加えて、下張りの古文書を剥がすことなく引き取ったままのふすまも少なくない。志ある市民や学生の熱意に応えられるよう、先行事例に学び、事業の展開を追求したい。

むすびにかえて—基礎自治体学芸員としての理想について

文学者の志賀直哉は、昭和25年(1950)に次のような発言を残している。

正倉院の仮倉にある古い布れの断片を整理し、安全に保護する為めに一億円の金を国庫から出して貰へる事になつたといふ事だが、重税に苦しみ一家心中などの出でゐる今日、そんな事をしなくてもよささうに思つた。これまで千年以上もそのまま残つた物を今、急に文化財保護などといつて、さういふ事をする必要はない。文化財の保護は大切かも知れないが、一般庶民にとつてはそれはボロ布れといつてもいいものだ。現在は先づ生きた人間を救ふ為めに全力を集注する方が本統のやうに思ふが、こんな事をいふのは青臭い書生論といふものだらうか。⁽⁴⁰⁾

この後、志賀の発言は「文化財保護などいふ事は国民の生活にもう少し余裕の出来た時にすべき事で、少なくとも重税を課してまでやるべき事で

はない」と続く。志賀の発言は、塑像の仏像をみて「元の土に還してやりたい」という志賀一流の意識に支えられたものであるが、文化財の保護に公金を投入することの意味について考えた時、文化財行政に携わる人間のなかで、上記に引用した志賀の発言に応答できる者はどれほどいるのだろうか。

たしかに文化財保護法では、「政府及び地方公共団体の任務」と「国民、所有者等の心構」が説かれて⁽⁴¹⁾いる。しかし、一人の研究者として文化財行政の一端を預かりながら、法律の条文のみを以て自己の職業的信念とすることは、あまりにも反省と自覚に乏しいように思う。

私は、一人の日本中世史研究者として、また地方公務員として、文化財行政には次のような意義を認めるものである。

歴史的世界の把握は、私たちが世界を認識し、コミュニケーションを成り立たせ、他者を理解するための社会的基盤である。文化財の保護と活用はその基盤を保証し、たえざる検証への道を開き、私たち自身の存在を証明し、来し方と行く末を見届ける縁（よすが）ともなりうる営為⁽⁴²⁾である。

しかしながら、過去の遺物のうち、あるものを選択して保存し、また廃棄する行為には、ある一定の価値観の拘束性を免れることはできず、決して無色透明なものではない。

周知のように「文化財」なる概念は、極めて政治的な文脈で語られてきた。わが国における近代国家の成立期にあつては、文化財は神話的な国家観を裏づけ、国家の威信を発揚すべき存在と見なされた。地方の歴史もまた名分論的な価値の体系において語りだされ、「忠臣」の「史蹟」が各地に出現した。戦後には、封建遺制を批判する時代思潮のなかで、かつて文化財の中心を占めた美術的優品は、特権階級の独占物として批判にさらされた。地域の人びとの生活を物語る民具、芸能、景観などが文化財の範疇に含まれたのは「文化財」の歴史においてそれほど古いことではない⁽⁴³⁾。

文化財の「活用」という語の持つ意味内容が変貌を遂げつつある今日に⁽⁴⁴⁾あつて、研究者としての良心と公務員としての良心をともに保ちながら、市民のために公平な職務を遂行することは、決して容易いことではないは

ずである。

本稿で紹介してきたように、基礎自治体の学芸員は、日常的に多種多様な職務をこなしている。一人の研究者としては研究関心の有無もある。しかし「全体の奉仕者」である以上、個人的な好き嫌いの趣向は問題にならない。限られた時間と予算の中で成果が求められる以上、ノルマもある。市民や事業者への接客もある。説明責任もある。様々な職務を回転させるためには、時には残業もありえよう。「ブラック」な職場であるかは置かれた環境と捉え方にもよるが、少なくとも今の筆者にとって、与えられた職務が色彩豊かなものであることは間違いない。

筆者が制作を担当した『いずみ歴史さんぽ』では、次のように「むすび」を締めくくった。

このように和泉市では、あらゆる時代の文化財が身近なところに残されています。そのすべては、この和泉の地で幾世代もの人びとが生きてきたことの証拠であり、後に続く人びとが弛みない努力と情熱をかけて守り抜いてきた宝物です。このような文化財をどのように守り伝えるかは、今に生きる市民一人ひとりの意思に委ねられています。

日々の地道な職務の先に、先人の生きてきた証拠である文化財の保存と活用、この和泉という土地への愛着をもつ人材の育成、活力ある街の創造に寄与することができれば、文化財行政の末端に連なる者として、これに勝る喜びはない。

[注] 本稿は、桃山学院大学法学部令和5年度夏期集中講座「社会の中の法体験C」での講義内容を踏まえたものである。

注

- (1) 最近のものでは、横山佐紀『学芸員になるには』(ぺりかん社, 2019年)、國賀由美子「学芸員の現在と未来」(岩城卓二・高木博志編『博物館と文化財の危機』人文書院, 2020年)、滝登くらげ『学芸員の観察日記 ミュージアムのうらがわ』(文学通信, 2023年)、杉本竜『これから学芸員をめざす人のために』(創元社, 2023年)など。このうち、滝登くらげ著書

はX(旧Twitter)での発信をまとめたもの。

- (2) 令和2年度和泉市職員採用試験。なお、「学芸員」の職種には採用予定1名に対し、12名の応募があり、最終採用者数は1名であった。
- (3) 地方公務員法第30条。
- (4) ここで「博物館施設」とは、博物館法制度上の登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設を包括する概念として用いる。
- (5) 博物館法第4条第3項及び第4項。
- (6) 水ノ江和同①『入門 埋蔵文化財と考古学』(同成社,2020年),②『実践 埋蔵文化財と考古学—発掘調査から考える—』(同成社,2021年)は、わが国の文化財行政において、大きな比重を占める埋蔵文化財専門職員の立場から執筆された貴重な成果である。
- (7) 水ノ江和同,前掲注6書①14頁。
- (8) 本稿では、「市」の地方公共団体による一般的な意味での自治体史編纂事業を「市史編纂」事業と称し、現在の和泉市において行われる自治体史編纂事業を「市史編さん」事業と称し、両者を区別する。
- (9) 和泉市教育委員会事務局処務規則第2条。
- (10) この点については、上林陽治『非正規公務員のリアル 欺瞞の会計年度任用職員制度』(日本評論社,2021年)などの報告がある。
- (11) 和泉市いずみの国歴史館条例。
- (12) 博物館法第2条第1項。
- (13) 博物館法第31条。
- (14) 黒鳥村文書については、和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第32集 中世「黒鳥村文書」「泉井上神社文書」の研究』(2023年)参照。
- (15) 和泉市教育委員会編『旧和泉郡黒鳥村関係古文書調査報告書:現状記録の方法による』(1995年)。
- (16) 当課が市史編さん事業を分掌することは、和泉市教育委員会事務局処務規則第3条に定められ、和泉市史編さん委員会の設置は要綱で定められる。
- (17) 『和泉市の歴史1 横山と槇尾山の歴史』(2005年),『和泉市の歴史2 松尾谷の歴史と松尾寺』(2008年),『和泉市の歴史3 池田谷の歴史と開発』(2011年),『和泉市の歴史4 信太山地域の歴史と生活』(2015年),『和泉市の歴史6 和泉市の考古・古代・中世』(2013年),『和泉市の歴史7 和泉市の近世』(2018年),『和泉市の歴史8 和泉市の近現代』(2021年)。いずれも和泉市史編さん委員会編,ぎょうせい発売。
- (18) 過去に市史編さん事業を論じたものに、塚田孝「地域史への模索と全

体史一和泉市史の経験から一」, 山下聡一「和泉市史における地域の歴史的総合調査」(いずれも和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第23集 第四回地域史惣寄合報告集 地域の全体史と現代』2016年所収), 永堅啓子「市民と編む市史 和泉市史の取組み」(『大阪春秋』171, 2018年), 森下徹「和泉市史における合同調査と地域叙述編一歴史・文化財の活用とその担い手をめぐって一」(『Link: 地域・大学・文化: 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報』10, 2018年) などがある。

- (19) 和泉市史跡公園条例第1条。
- (20) 石部正志「史跡池上曾根遺跡保存の画期的意義」(和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第12集 市制施行50周年記念 和泉市の成立と展開』2007年)は、当時の文化財保存運動の先頭に立った人物による証言である。
- (21) 和泉市史跡公園条例第1条。
- (22) 和泉市教育委員会事務局処務規則第3条。
- (23) 文化財保護法190条。
- (24) 和泉市文化財保護条例第40条及び第41条。
- (25) 文化財保護法第93条。
- (26) 消防法施行令第10条第1項第1号及び第21条第1講第1号イ。文化庁「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」(2021年), 文化庁ホームページ掲載。https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1420851.html (最終閲覧日: 令和5年12月8日)。
- (27) 文化財保護法35条。
- (28) 文化庁ホームページ「令和5年度地域文化財総合活用推進事業について」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r05_sogokatsuyo/ (最終閲覧日: 令和5年12月8日)。
- (29) 和泉市広報番組「IZUMI × ラニー」(いずらニ) 令和5年5月号「ラニー 和泉の浪漫を感じる!」は、和泉市のYouTube公式チャンネルで公開される。https://www.youtube.com/watch?v=dRwJ6yDHRag&t=31s (最終閲覧日: 令和5年12月8日)。
- (30) 公文書等の管理に関する法律第1条。
- (31) 公文書等の管理に関する法律第34条。
- (32) 塚田孝「日本の近世社会の特質と史料-和泉市における合同調査の経験を中心に」(『市大日本史』21, 2018年)。
- (33) 和泉市史編さん委員会編『和泉市の歴史別冊 和泉市50年のあゆみ』

(2006年)。

- (34) 塚田孝「村と家を基盤とする時代」(和泉市史編さん委員会編『和泉市の近世』ぎょうせい, 2018年)。
- (35) 前掲注18に紹介した諸論稿は、塚田氏のそれを除いて、当課における筆者の先輩職員によるものであるが、いずれも伝統社会論の批判的検討には及んでいない。
- (36) 藤野一夫『みんなの文化政策講義—文化的コモンズをつくるために』(水曜社, 2022年)。
- (37) 泉大津市「デジタルアーカイブシステム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」(2022年6月)。泉大津市ホームページ「文化財デジタルアーカイブシステム構築業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」掲載。なお、引用は原文ママ。<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuiinkai/shogaigakushu/bosyuu/8991.html> (最終閲覧日: 令和5年12月11日)。
- (38) 辻川敦「日本における「市民文書館」の理念と実践」(尼崎市立地域研究史料館『地域史研究』112, 2012年), 松下正和「襖下張り文書の保存と活用—市民ボランティアとともに—」, 城戸八千代「尼崎市立地域研究史料館の下張り文書はがし作業について」(『地域史研究』114, 2014年), 岩城卓二「人を育てる史料館」(前掲注1 岩城卓二・高木博志編書, 2020年)。近年の事業については、辻川敦「尼崎市立歴史博物館について—設置経緯・現状と課題—」(大阪歴史科学協議会『歴史科学』252, 2023年)。
- (39) 宗田好史「人口減少社会における文化財保護の可能性」(『文化財防災ネットワーク推進事業シンポジウム Vol.2 2019年度 地域社会と文化財—身近にある文化財, それをまもり伝える意味』独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室発行, 2020年)の指摘にみるように、もはや地域社会に文化財を保存し続けるだけの体力を期待することは難しい。このことは、本稿で紹介した黒鳥町長楽寺の調査においても実感された。
- (40) 志賀直哉「閑人妄語—「世界」の「私の信条」の為に—」(『志賀直哉全集 第八巻』岩波書店, 1999年)は初出『世界』58(1950年)。岩波新書『私の信条』(岩波書店, 1951年)にも所収。
- (41) 文化財保護法第3条及び第4条。
- (42) なお、スペインの哲学者オルテガ(José Ortega y Gasset, 1883-1955)は、1930年に刊行した著書『大衆の反逆』において、「大衆的人間は、

自分がそのなかで生まれた文明，自分が利用している文明を，自然界のように，自然発生的であり，ひとりでに生じたものだと思っている」と警告した（引用は寺田和夫訳『オルテガ 大衆の反逆』（中央公論新社，2002年）。文化財の保護を以て，私たちの享受する文明を認識する人間的営為であるとする者にとって，オルテガの言葉は至言と思う。

- (43) 塚本学「文化財概念の変遷と史料」（『歴史・民俗・博物館』高志書院，2022年，初出1991年），高木博志「文化財と政治の近現代」（前掲注1 岩城卓二・高木博志編書，2020年）。
- (44) 21世紀になり文化財の「活用」という目的に経済的価値の追求が表面化したことについては，松田陽「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」（小林真理編『文化政策の現在3 文化政策の展望』東京大学出版会，2018年）が詳しい。